

学校評議員制度の運用に影響を及ぼす要因に関する 一考察：県教育委員会の条件整備に着目して

日高, 和美
九州大学大学院人間環境学府

<https://doi.org/10.15017/3446>

出版情報：教育経営学研究紀要. 7, pp.59-64, 2004-03-31. 九州大学大学院人間環境学府(教育学部門)
教育経営学研究室
バージョン：
権利関係：

【研究ノート】

学校評議員制度の運用に影響を及ぼす要因に関する一考察
— 県教育委員会の条件整備に着目して —

日高 和美
(九州大学/大学院生)

1. 課題設定
2. 分析対象の設定と視座の構築
 - (1) 分析対象の設定と調査手続き
 - (2) 分析視座の構築
3. 分析結果
 - (1) 制度の設置
 - (2) 制度の運用と条件整備
 - (3) 成果
4. 結語

1. 課題設定

本研究は、都道府県教育委員会の学校評議員制度に関する条件整備と当該県立高等学校における運用状況を明らかにすることを通して、学校評議員制度の運用に影響を及ぼす要因の分析枠組みを構築することを目的としている。

学校評議員制度は、1998年中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」において提言された校長の裁量権拡大に伴い提言された校長の助言・支援機関である。学校評議員制度の設置に関しては、学校の設置・管理者の判断によって条件整備が行われることとなっており、必置の制度ではない。文部科学省による学校評議員制度の設置状況の調査（平成14年8月）によると、高等学校における設置状況は65.7%（2706校）と義務制諸学校と比較して最も高い割合となっている¹⁾。高等学校を対象とした先行研究として、都道府県教育委員会に対するアンケート調査と訪問調査、各学校に対する訪問調査（俵 2001²⁾）、校長に対するアンケート調査（喜多他 2002³⁾、元兼他 2003⁴⁾）が見られるが、都道府県教育委員会

の条件整備と所管学校の実態の対応は十分に考察されていない。高等学校を所管する教育委員会はどのような条件整備を行い、都道府県立高等学校ではどのように運営がなされているのであろうか。

そこで本研究は、学校評議員制度の基本的事項について定められている文部事務次官通知（2000年1月21日、以下事務次官通知）を参考に分析視座を構築した上で、県教育委員会が定める学校評議員制度に関する規定と、2002年8月に実施した「県立高等学校学校運営組織に関する調査」の学校評議員制度に関する質問項目についての調査結果を用いてその対応状況を明らかにする。

2. 分析対象の設定と視座の構築

(1) 分析対象の設定と調査手続き

分析対象は、九州5県と山口県の高等学校全校に悉皆調査を行った際、学校評議員制度の設置率が100%であったA県、B県の2県である。高等学校調査は、2002年8月に郵送法で実施した。県別回収率はA県62.3%（23校）、B県53.8%（35校）であった。回答者の属性は表1の通りである。

	性別(男:女:無効回答)	平均校長経験年数	平均年齢
A県	22 : 0 : 1	2.78	57.95
B県	31 : 1 : 1	3.47	57.31

(2) 分析視座の構築

県立高等学校学校運営組織に関する調査では、①設置状況・理由、②運用状態（人選、意見収集の方法）、③評議員と教職員が共通理解を図る機会の有無、評議員に対する情報提供の内容）、④成果の3つの視座から質問項目の設定を行った。本研究では、県教育委員会が定める学校評議員制度に関する規定と各学校の対応を明らかにするため、文部事務次官通知の内容を参考に上記の枠組みにいくつかの視座を加えて以下の枠組みを構築した。

1) 制度の設置

学校評議員制度の設置を可能にするためには、県教育委員会は学校管理規則の改正やその他の条件整備を行う必要がある。文部事務次官通知では、制度の設置について「学校や地域の実情に応じて柔軟な対応ができるようにすることが望ましいこと」とされている。また評議員の委嘱については、学校運営に関する設置者及び校長の責任と権限を踏まえ、学校評議員は校長の推薦により設置者等が行うものとされている。ここでは、県教育委員会による条件整備と校長の制度に対する認識の対応をみていく。学校評議員制度を全校設置している2県の県立高等学校は、制度の導入理由をどのように認識しているかを明らかにするため、①教育委員会の指導、②本校の判断、③他校との兼ね合い、④その他（記述）の4つの質問項目（複数回答可）を設定した。また分析の際は、規定制定と導入年度についてもふれることとする。

2) 制度の運用と条件整備

①人選・任期

文部事務次官通知では、評議員の要件として、「教育に関する理解」、「教育に関する識見」の観点から保護者や地域住民の委嘱を想定していることを述べた上で、児童・生徒の委嘱は想定していないこと、学校外から意見

を聞くものである観点から、当該学校の職員の委嘱、教育委員会の委員、教育長、その他の職員は当該学校の設置管理者の委嘱は制度上なじまないものとしている。人選については、学校評議員制度に関する規定においてはどの程度の期間、どのような人物を何人推薦することが望ましいとされているのか、そして、実際校長はどのような人物をどのような観点で何人選んだのか、について分析を行う。

②情報提供と守秘義務

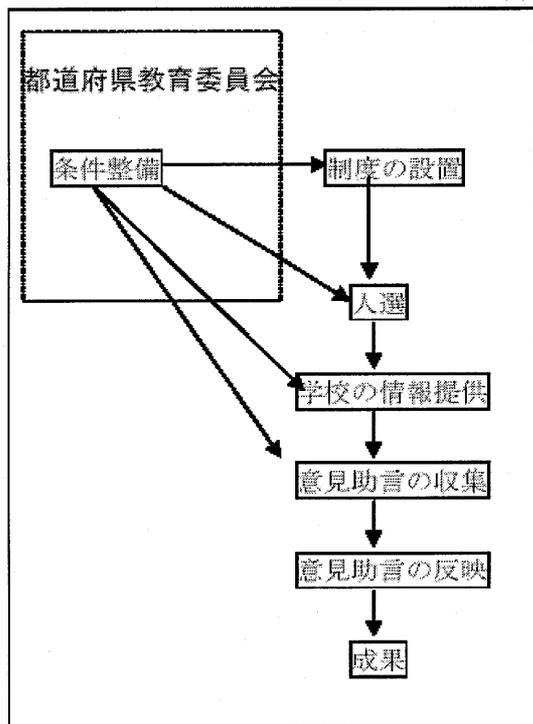
文部事務次官通知では、評議員の身分の取り扱いについて定める際、「守秘義務に関する規定を設けることを検討する必要があること」ふれられている。ここでは、評議員に対する情報提供の内容、それに伴う守秘義務はどのように規定されているのか、校長が評議員に対して行う情報提供（①教育目標の説明、②学校評価の内容、③進路状況、④学習指導、⑤学校予算、⑥教育課程、⑦教職員について、⑧今次教育改革の内容、⑨その他（記述）の選択式）の実態について考察を行う。

③意見・助言の収集

意見・助言の収集の方法としては、個別に意見を収集する方法と、評議員が一堂に会する機会の設定等が考えられる。そこで①評議員が一堂に会する機会についてどのように定められているのか、②教職員と共通理解を図る機会に関する内容が定められているかの2点に着目する。

3) 成果

成果について、教育委員会と評議員制度を運用している校長はどのように成果を認識しているかについて考察を行う。なお成果の指標としては、①学校と地域の連携の促進、②学校の活性化、③教職員の開かれた学校に対する意識の高揚、④教育活動の活性化の4つを設定（⑤非常にあてはまる、④あてはまる、③ややあてはまる、②あまり当てはまらない、①全く当てはまらない、の5段階尺度）を設定した。



3. 分析結果

(1) 制度の設置

1) 条件整備と制度の導入

A県立高等学校の調査結果では、平成12年度に2校、平成13年度に19校（無効回答2校）が学校評議員制度を導入している。学校評議員設置要綱が平成13年4月から施行されていることから、13年度から一斉に導入されたと推察できる。B県においては、平成11年に1校、平成12年に3校、平成13年に31校（無効回答1校）が制度を導入している。設置要綱は平成12年4月に施行されており、条件整備を行った1年後にほぼ全校設置の状況になったと思われる。

学校調査では制度の導入理由について、①教育委員会による指導によって設置した、②本校の判断に基づいて設置した、③他校との兼ね合いで設置した、④その他の4項目（複数回答可）を設定していた。A県においては、全校が「①教育委員会の指導によって設置した」を選択しており、次いで「②本校の判断に基づいて設置した」を2校（2校とも平成13年度導入校）が選択していた。B県においても、「①教育委員会の指導によって設置した」がもっとも多く選択されている（33

校、91.7%）。「②本校の判断によって設置した」は3校、「④その他（記述）」が2校という結果であった。「④その他」では、「できる」条項であるのに、全校に設置を呼びかけられ、計画的に設置を考えていたが時期が早まった」などの記述がみられた。

(2) 制度の運用と条件整備

1) 人選・人数

人選・人数についても、各県とも学校評議員設置要綱で規定されている。では、規定のもとどのような人物を、校長は選出したのだろうか。アンケートでは、当該学校の学校評議員の①職種・職業、②人選の観点を記述式で尋ねた。

人選について、A県教育委員会は、「学校評議員は当該学校の職員以外のもので教育に関する理解及び識見を有するものの中から校長が推薦し、県教育委員会が委嘱する。」と規定している。A県立高等学校の学校評議員にもっとも多い役職・職業は、経営者（企業経営・会社社長・会社役員）の27名委嘱されており、人選の観点は、経営マネジメントの観点や民間手法の観点からの意見収集のためや、教育資源の確保のためなどが見られた。次いで教育関係者（大学教官、義務制学校校長、元教員）14名であった。大学教官には、高校の専門性、論理性の補強、大学の将来像に関する助言がほしいなど観点から推薦されている。義務制学校校長、元教員の選出理由としては、教育経験からという意見や、職業上の専門性ではなく保護者代表としての観点など推薦されているケースも見られた。また、所在地の首長・議員・教育委員も合計で6名委嘱されている。人選の観点としては、卒業生、行政からの支援と学校への提言が見られた。

B県においては、「学校評議員は、地域住民や保護者等の中から、人格が高潔で教育に関する理解及び識見を有するものを校長が推薦し、教育委員会が委嘱する」と規定されている。

B県立高等学校の学校評議員に最も多い役職・職業は、PTA関係（PTA会長、前PTA会長、PTA役員）と経営者（会社社長、

会社役員等)が同数の28名であった。人選の観点としては、PTA関係は、保護者代表として、教育熱心などが多く見られた。経営者は、個性的会社経営を行っている、先進的経営感覚など、専門性などの観点からという意見も見られたが、多くはPTAや同窓会などの関係者という観点で選ばれている。次点は、同窓会関係者(同窓会長、同窓会役員)が20名委嘱されていた。人選の観点としては、同窓会の立場から、卒業生の代表としてなどの意見が見られた。また、A県と同様、行政関係者(首長、教育長、教育委員)も8名見られた。全体的に人選は、専門的な立場からの意見収集を目的から職種のバランスを考慮しているケースが多く見られたが、中には年齢層のバランス、教育資源の確保、全員卒業生などのケースも見られた。

人数については、A県では「5名以内」、B県では「5名程度」と規定されている。実態として、A県では、4名が3校、5名が9校、10名が1校(無効回答10校)とばらつきがみられた。B県では4名が1校、5名が17校(無効回答18校)となっており、回答校では規定通りの人数が委嘱されている。

任期については、両県とも委嘱の日から年度末、欠員が生じた場合補充とその期間が前任者の残任期間であること、3年まで再任が可能であることが規定されている。

2) 情報提供と守秘義務

A県B県ともに、学校評議員制度に関する規定において守秘義務に関する規定(A県:学校評議員はその役割を遂行する上で知り得た秘密事項に関し、これを漏らしてはならない。B県:学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。)が設けられている。A県立高等学校においては、①教育目標の説明、③進路状況に関する情報提供を行っているケースが21校と最も多い。次点は学習指導(19校)となっている。B県においても、①教育目標の説明、③進路状況(各18校)となっている。次点は、④今次教育改革の内容について、であった。

3) 一堂に会する機会の設定

学校評議員が一堂に会する機会についてA県は「校長は、学校評議員が一堂に会し意見を述べ、助言を行い、また意見交換を行うために、会議を開くことができる。」、B県は「校長は、必要があるときは学校評議員からなる学校評議員会を招集することができる。」と規定している。

A県立高等学校においては、平成13年度においては、平均で2.15回、最頻値は3回(5校)であった。また、平成14年度では平均で2.41回、最頻値は3回(6校)一堂に会する機会を予定していた。B県立高等学校においては平成13年度では平均1.89回、最頻値は3回(7校)実施され、平成14年度では平均2.18回、最頻値は3回(7校)が予定されていた。

評議員が教職員と共通理解を図る機会を設けている学校がA県で2校、B県で4校みられた。

(3) 成果

条件整備上の学校評議員の役割を見ると、A県の「学校評議員設置要綱」において学校評議員制度の役割は「学校評議員は校長が自主的・自律的な学校運営を行うとともに地域社会に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、校長の求めに応じ、次の各事項に関し意見を述べるることができる。一 学校の教育目標や計画に関すること、二 教育活動の実施に関すること、三 学校と地域社会との連携に関すること、四 その他校長が特に必要と認めること」、B県では、「学校評議員は、校長の求めに応じて、教育目標や教育活動の計画、学校と地域社会の連携の進め方など、校長の行う学校運営に関して意見を述べ、助言を行う。」と規定されており、③教職員の開かれた学校に対する意識の高揚を除けば、評議員の役割は設定した成果の指標と対応する内容といえる。

校長が認識している成果について述べていく。各平均値は以下の通りである。

表 2

	①	②	③	④
A県	3.13	3.13	3.05	3.09
B県	3.06	2.86	2.9	2.76

この平均値を見る限り、校長が認識する評議員制度の成果は低い状況となっている。また、最頻値をみても、3または2が多く、散らばりも見られない。この点については、校長がどのような意見・助言を評議員に求めているか、実際にどのように反映しているのかという点を明らかにすると同時に阻害要因についても検討する必要がある。

4. 結語

県教育委員会が定める学校評議員制度に関する規定とその対応関係を、規定と設置率の高い県のアンケート調査結果から明らかにしてきた。上記の検討から、以下の諸点が指摘できる。

評議員の人選・人数について、経営者（会社社長、会社役員等）やPTA関係者が多く委嘱されていた。人数については、1校を除けば規定内の人数の推薦を行っている。規定においては両県とも3年を限度に再任が可能となっていることから、今後は再任者についても考察する必要がある。また、委嘱に関して県教育委員会が行った指導・助言、判断についても今後視点をあてていきたい。

次に、情報提供について述べていく。県教育委員会は、学校評議員に対して守秘義務を規定している。これに対して学校（校長）は、評議員に対して学校教育目標の説明、進路状況、学習指導、今次教育改革の内容等の情報提供などは行っているが、生徒に直接教育活動を行う教職員について、予算について、学校評価の内容についての情報提供を行っている学校はわずかであった。最も多かった経営者（会社社長、企業経営、会社役員）の人選の観点と併せて考えると経営マネジメントなどの意見・助言の提供を意図しているのであれば、学校評価や学校予算、教職員に関する情報提供を行った方が高い成果を得られるのではないだろうか。

意見助言の収集については、規定の中では

一堂に会する機会の設定が可能であることは規定されているが、回数等についてはふれられていなかった。学校では、年間3回実施することが最も多く予定されていた。また、評議員が教職員と共通理解を図る機会を設けている学校もあり、学校評議員が校務分掌等どのように位置づけられているのか、どのような方法で行われているのかについて今後明らかにする必要がある。

【引用文献】

- 1) 文部科学省編『文部科学省白書』、2003年、68頁。
- 2) 俵 芳郎「学校評議員制度の可能性—高等学校における考察」『東京大学教育行政学研究室紀要』第20号、2001年、53～72頁。
- 3) 喜多明人、内田塔子、安部芳恵、金炯旭、米村潤史、堀井雅道、大日方真史「学校評議員（もしくは類似）制度の現状と課題—「学校評議員（もしくは類似）制度の実施に関する学校調査」分析を通して—（日本教育学会第61回 発表資料）、2002年。
- 4) 元兼正浩・室直良・日高和美「県立高等学校学校運営組織に関する調査報告」福岡教育大学教育学部附属教育実践総合センター『教育実践研究』、2003年、97～104頁。

【参考文献】

- 朝日素明・臼井智美・有働真太郎・権田恭子「学校の自律性・責任体制確立への取り組みと課題—二つの先進的な事例に基づく検討—」大塚学校経営研究会『学校経営研究第25巻』、2000年、58～69頁。
- 天野正輝「学校の自主性・自律性の確立と学校評価」『「学校の自主性・自律性の確立」の課題と展望—中間報告—』日本教育学会近畿地区研究会、2000年22～26頁。
- 天野正輝「学校の自主性・自律性の確立と学校評価」『「学校の自主性・自律性の確立」の

課題と展望〔Ⅱ〕』日本教育学会近畿地区研究会、2001年、44～48頁。

市川哲「『学校の自主性・自律性』と学校評議員制度」『『学校の自主性自律性の確立』の課題と展望—中間報告—』、2000年 9～14頁。

市川哲「学校の自主性・自律性と学校評議員制度」『『学校の自主性自律性の確立』の課題と展望〔Ⅱ〕』日本教育学会近畿地区研究会、2001年、7～20頁。

赤星晋作・川島啓二「学校評議員制度」『地方分権下における自立的学校経営の構築に関する総合的研究』平成12年度成果報告書、2001年、111～122頁。

臼井智美「学校評議員制度の導入」『学校経営研究第26巻』大塚学校経営研究会、2001年、28～37頁。

加治佐哲也『教育委員会の政策過程に関する実証的研究』多賀出版、1998年。

加治佐哲也「第13章 教育委員会と学校の新たな関係」『学校組織・教職員勤務の実態と改革課題』多賀出版、2001年、247～268頁。

北神正行「学校の自律性と責任」『学校経営研究第25巻』大塚学校経営研究会、2001年、2～13頁。

河野和清「学校管理規則と自律的学校経営」『地方分権化における自律的学校経営に関する総合的研究』平成14年研究成果報告書、2002年、10～24頁。

中留武昭「伝統的学校経営と新しい学校経営との視座」『学校経営の改革戦略—日米の比較経営文化論—』、玉川大学出版部、1999年、61～81頁。

葉養正明「学校・地域の個性を生かして」『地域と学校のきずな』教育出版、1999年、195～210頁。

宮腰英一、大桃敏行、泉山靖人、大迫章史(2000)「学校評議員制度の導入に関する調査研究」日本教育制度学会第8回大会研究発表論文集、日本教育制度学会第8回準備委員会。

八尾坂 修(1999)「学校評議員と学校の自己評価」『現代の教育改革と学校の自己評価』107～130頁。